動物取扱責任者講習

CITES編

CITES

ワシントン条約

-絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約-現在169ヶ国が加盟(日本は1980年締約国となる)

附属書I

今すでに絶滅する危険性がある生き物 商業のための輸出入は禁止される

附属書Ⅱ

国同士の取り引きを制限しないと、将来、絶滅の危険性が高くなるおそれがある生き物

附属書皿

自国の生き物を守るために、国際的な協力を求めている 生き物

CITES

附属書I

商業のための輸出入は禁止

→輸入不可ではないが、ほぼ出回らない(書類も煩雑)

附属書Ⅱ

相手国の証明書 + 日本の輸入許可書 ⇒輸入可

→国内販売可能

附属書皿

輸入、販売可

CITES

およそ2年に1回 見直し (ちなみに次回は2022年11月)

専門家が集まり会議 $: \Pi \rightarrow I$ 、新たに I / Π

第18回会議(2019年11月発効) 一例

I:コツメカワウソ、ビロードカワウソ、インドホシガメ、パン ケーキリクガメ、アンナンガメ、モエギハコガメ



飼育(販売)中の個体は要登録

怠ると・・・販売、譲渡ができない

種の保存法違反

(最大で5年以下の懲役または500万円以下の罰金)

Ⅱ:トカゲモドキ属(中国、ベトナム)、トッケイヤモリ、イボイ モリ(中国)

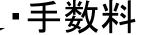
個体登録するには

自然環境研究センターのHPを確認 (まずは問い合わせてみましょう)



申請書類作成、提出

- •種名、特徴(サイズ等)、所在地、マイクロチップ番号
- •個体の写真
- •取得の経緯とその証明
- 識別番号証明(鳥は脚環でも可)





書類確認後、登録票交付

取得の経緯とその証明

必要書類

- 〇領収書
- ○納品書

宛名(買主も売主もきちんと記入)

種名、数量

日付(CITES発効前)

- 〇上記が手元に残ってない場合
 - ・診療記録でも可 (発効日前の日付、特に治療等でなくてもO.K)
- ○自家繁殖個体の場合
 - ・親の証明(納品書等)
 - •子の診療記録
 - 詳細な繁殖までの経緯レポート(写真+記述)(ペアリング→交尾→産卵→孵化→成長)

識別番号証明

鳥:脚環でO.K

爬虫類:マイクロチップ



必須!!

確かにこの番号のチップを埋めましたという 獣医師による証明書



診療記録は大事に保管!

小さくてチップ挿入困難の場合は?

- →獣医師がサイズ的に挿入困難と判断
 - →挿入可能なサイズになってからの挿入&登録

手続き準備はお早目に

- ・通常、発効までは少し猶予がある→この間に準備
- 詳細は自然環境研究センターのホームページをチェック

ちなみに・・・

登録の際に、輸入で国内に入った時点からのすべての証明(通関書類、卸業者からの売買証明etc.)が必要となる場合も!

動物園とCITES

- 多くの種が附属書掲載種
- ・個体移動の際は必ず環境省協議
- ・税関等からの預かり個体

密輸や書類不備による摘発等

半年ごとの報告



結構多い!

CITESに引っかかると・・・

海外から動物 を輸入



- 書類の不備
- *密輸



その後動物はどこへ?



税関で摘発

動物の行方(1)

まず試みるのは・・・

原産国への送還



輸送費は相手国持ち



産地不明



ほとんどのケースでき送還されず

動物の行方②

次なる手段は・・・

動物園、水族館への預託



動物園水族館協会がとりまとめて、 飼育可能園館を募る



大部分は引き取られ、飼育される



じゃあ、一部は?

動物の行方③

動物園、水族館でも引き取れない・・・

最後の手段、殺処分



ただの命の浪費

動物園はウハウハか!?

税関摘発 ⇒ 動物園へ



珍しい動物が楽に手に 入ってお得?

デメリット

- 搬入時点で弱っていることが多い
 - →すぐ死んでしまう or 治療に手がかかる
- 飼育計画に沿わない種が急に入ってくる
 - →スペースを圧迫、計画や方針の変更必要
- ▪事務作業増加

などなど

動物を輸入するなとは言いませんので

密輸、書類不備で摘発



業者も損失(へタすると逮捕者)



動物園も困る



動物も大迷惑

飼い主に「責任もって飼いましょう」と言うのであ れば、売る側も責任もってやりましょう